宇治市政だより
発行所 宇治市役所
京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話㊀3141㈹
印刷所 新進堂印刷

基礎控除など引上げ

市税条例が一部改正

軽自動車税は約10％増額

▽▽▽▽▽ 住民負担の軽減と福祉施策を進めるため、市民税の基礎控除や配偶者控除などの所得控除を一万円ずつ引き上げました。また、固定資産税と都市計画税は評価替えにともなう負担調整措置をとっています。 △△△△△

この税条例の改正は、さる三月に地税法の一部が改正されたことにともなうもので、主な改正点は次のとおりです。

市民税の改正点

①所得控除の引き上げ

生活水準の向上、住民負担の増加などの状況から、住民税の負担軽減をはかるため課税最低限を引き上げました。

このため、夫婦子ども二人の給与所得者の課税最低限が百四十一万八千円から百四十九万円に引き上げられます。

また、福祉施策の推進のため障害者控除などが引き上げられています。

(イ)基礎控除と配偶者控除を二千万円から二千一万円に引き上げ。

(ロ)障害者、老年者、寡婦、勤労学生の控除を十八万円から十九万円に引き上げ。また、老人扶養控除と、配偶者のない世帯の一人目の子どもの扶養控除額は、二十万円から二十一万円にそれぞれ引き上げ

(ハ)均等割の非課税限度額も十九万円から二十万円に引き上げ

③長期譲渡所得の譲渡益の引き上げ。これは五十五年度分の市民税から適用されます。

(イ)五十四年から五十六年までの特定市街化区域農地などの長期譲渡所得については三・四％の税率が適用され、その譲渡益が二千万円から四千万円に引き上げになります。

(ロ)五十四年以後に優良住宅地を譲渡した場合の長期譲渡所得については、その譲渡益四千万円（現行二千万円）までの部分には四％の税率を適用し四千万円を超える部分には、譲渡益の二分の一（現行四分の三）を総合課税の上積税額として課税することとなりました。

固定資産税・都市計画税の改正点

今年は固定資産税と都市計画税の評価替えの年度に当っているため、これにともなう税負担の調整措置をとります。

五十四年度から五十六年度までは、五十三年度分の課税標準額に対する新評価額の上昇率に応じて、表のとおり負担調整率が決まっていますので、これを五十三年度の税額にかけた額を限度として課税します。

なお、A・B農地は、現在耕作し、今後三年以上可続き農業を営まれ、一定の要件に該当する場合は農地課税審議会で審議のうえ減額措置します。

横断歩道はしっかりと手をあげて渡ろう

幼い命を守ろう

5月11日～20日 春の交通安全運動

きょうから、春の交通安全運動が全国一斉に展開されます。

大型車の巻込み事故や、二輪車の危険な乗り方による事故がふえています。安全運転を心がけてください。とくに、幼児や小学生、老人など弱い立場の人を事故から守りましょう。

■自転車・ミニバイクの街頭無料点検

時間はいずれも午前十時半から十一時半までです。

・5月14日（月）小倉デパート第一駐車場（西宇治地区）

・5月16日（水）宇治橋通り田中診察所前（中宇治地区）

・5月18日（金）六地蔵ブランスペット前（東宇治地区）

■ミニバイク乗り方教室

・5月13日（日）、午前10時から、宇治警察署で。

・5月20日（日）、午前10時から、大久保自動車教習所で。

参加は無料です。参加ご希望の人は、市役所交通労政課へ申しこんでください。

交通安全につとめましょう

（宇治市民憲章から）

議会だより

三月市議会定例会で可決された五十四年度一般会計予算と四特別事業会計および二事業会計予算は、可決に先立ち予算特別委員会で、のべ十日間慎重に審査されました。

この審査の中で出された要望や意見、指摘などの主な事項を委員長報告から抜粋して掲載します。

＜企画管理部＞

○市民の利用しやすい「市民のてびき」を作成すること

○山城総合運動公園（仮称）の建設計画に対し、市関連の事業費と財政負担額を明らかにし、総合計画・財政自主再建五カ年計画との整合性を図るなかで府との協議の強化

○保育未措置児の解消のため、私立幼稚園の長時間保育に対する補助の検討

＜総務部＞

○六地蔵地区街づくり構想の概要を財政計画も含めて示し、奈良町池の地域利用計画を明確化すること

○集会所の備品設置の地域的不均衡を是正

＜市民部・農業委員会＞

○都市化の進展するなかで、農道・農業用排水路の維持管理について、管理主体の明確化と改修工事の積極的対応

○農地の目的外転用の防止のため点検体制の強化

○森林組合の事業充実のため、指導・助言の積極的実施

○大規模小売店舗法の改正にともない、市の環境調整機能の整備などの早急な具体化

○労働問題対策協議会に対し、雇用問題など具体的問題を積極的に提起すること

○名木百選の選定にともない、市民憩いの場の設定の検討

○観光センター（仮称）の設置について、広範な市民からの意見聴取

○交通災害共済会費金の加入者への還元措置の拡充検討と、町内会手数料の増額

＜生活環境部＞

○簡易管内のし尿処理施設建設について、厳しい現状認識をもった対応

○常時対応し得る設備を持った火葬場の早急な建設

○保健センターの新設を契機に地域・医師会・行政が一体となった保健事業の推進

○医師・訓練士・保健婦の協力体制による、障害児の早期発見・早期治療への努力

○へき地診療医師等の斡旋増額

○カラオケ騒音等の防止条例の制定の検討

＜教育委員会＞

○五十五年度当初からの米飯給食の週一回実施

○小学校体育館倉庫の年次計画をもった整備

○市民図書室の図書の増冊と図書館への移行の積極的検討

○給食費の会計事務処理を学校給食会の法人化等による公会計方式導入の検討

○小・中学校の学級編成にあたり、転入転出状況の的確な把握と弾力的な対処

○宿・日直代行に対する指導方針および管理責任範囲を明確にする基準作成

○地域文庫の充実のため、事業の位置づけの明確化、指導・相談・援助体制の強化

＜福祉事務所＞

○西宇治地域に心身障害者共同作業所の新設

○新設予定の特別養護老人ホームの建設補助について、運営実態を的確に把握し、慎重な対処と、一部事業委託も含め地域に密着した運営形態にすること

○在宅一人暮らし老人に対する施策を充実し、施設に措置された老人との格差解消の努力

○公立保育所での産休明け休職が拡大傾向にあるなかで、昼間里親の行政的位置づけの明確化と保育委託料の増額の検討

○知恵遅れ児童の義務教育年限終了後の生活保障のための市独自の施策の検討

＜建設部＞

○谷道線の整備を早急に行うとともに基地周辺生活環境改善事業補助金を導入するため大阪防衛施設局と強力に折衝すること

○幅員四メートル以下の市道の舗装は利用実態に即して対応すること

○国鉄宇治駅前広場の整備事業の早急な着手

○都市計画道路、国大久保線の早急な建設

○山城総合運動公園（仮称）の建設について、実施設計前に環境影響事前評価の実施

○街灯設置基準を設定し、地域的不均衡の是正

○道路整備事業推進のため用地買収に即応できる体制の強化

＜水道部＞

○家庭給水管の受益者負担軽減へ低利融資制度の創設を検討

＜消防本部＞

○消防職員増員の優先的配置

○連続式住宅への防火指導強化

○大型特殊事故に備えて体制・設備の充実など

なお、予算の可決にあたっては、職員共済組合への補助金の適正化や人件費の調査・是正などが付帯決議されています。

軽自動車税の改正点

軽自動車税は、自動車などの価格が上っていることや、道路の維持管理費が増えていることなどにより、別表のとおりの約十％程度引き上げられることになりました。ただし、営業用の四輪車については、輸送機関としての性格から他の諸物価への影響を考慮して据え置かれます。

また、身体障害者などが利用するための構造を備えた自動車は申請のうえ減免の取り扱いができます。

ガス税の改正点

家庭用プロパンガスには課税されていないことから、ガス税負担の軽減をはかるため、六月一日から、免税点を六千円から七千円に引き上げます。

軽自動車税の改正

区分			改正額	現行
原動機付自転車	総排気量が50cc以下		700円	650円
	〃 90cc以下		1,100	1,000
	〃 125cc以下		1,450	1,300
軽自動車	二輪のもの		2,200	2,000
	三輪のもの		2,850	2,600
	四輪以上のもの 乗用	営業用	5,200	5,200
		自家用	6,500	5,900
	四輪以上のもの 貨物用	営業用	2,900	2,900
		自家用	3,650	3,300
小型特殊自動車	農耕用		1,450	1,300
	その他		4,300	3,900
二輪の小型自動車			3,650	3,300

固定資産税・都市計画税の改正

	新評価額の上昇率区分	負担調整率
宅地	1.3倍以下	1.1
	1.3倍を超え 1.7倍以下	1.2
	1.7倍以上	1.3
一般農地	1.15倍以下	1.05
	1.15倍を超え 1.3倍以下	1.1
	1.3倍以上	1.2

ご存知ですか このマーク
お買上げのお米の袋に
貼ってありますか このマーク

自主検査済

お米は 自由販売
ではありません

最近、食糧管理法で定められている正規の登録を得ずに米を売っている者がありますが、これは食糧管理法違反の不法行為です。
又、表示要領等で食糧庁が規定している配給品目・正味重量・搗精販売業者の住所、氏名、電話番号等の明示もなく責任の所在がハッキリしておりません。従って原料米についても、何を使っているのか心配です。
私達、京都府知事登録の米穀店は、食糧管理法の下で指導監督を受けて信用できるお米を売っております。
上のシールの貼ったお米は、財団法人日本穀物検定協会の指導を受けた検査員が、自主検査をした安心して買って頂ける規格にあった、おいしいお米です。お得意の皆さま、お買い上げの節はよくご注意されてシールの貼ったお米をお求め下さい。
よろしくお願い申し上げます。

京都府米穀小売商業組合

光化学スモッグ 常時監視体制に

日差しもだんだん強まり、今年も光化学スモッグのシーズン到来――昨年、宇治市では三回の注意報が出されています。

光化学スモッグが発生しますと、目がチカチカしたり、のどが痛むなどの被害も予想されます。

そこで、京都府と宇治市では四月二十三日から常時監視体制に入っています。光化学スモッグ注意報や警報が発令されますと市役所に対策本部を設置し、市内の小・中学校、高校、幼稚園、保育所、国鉄の駅、農協、消防署など約百カ所に「光化学スモッグ発令中」のタレ幕を掲げてお知らせします。さらに、ラジオやテレビでも放送されることになっています。

また、被害者がでた場合には消防（分）署や保健所などと協力して被害防止にあたることにしています。光化学スモッグの注意報や警報が発令されたときは、できるだけ屋外に出ないようにし、過激な運動をさけてください。また、不用不急の場合は自動車に乗らないようにしてください。

（環境保全課）

山火事に注意を

春は晴天の日が続き、異常乾燥注意報の発令が多い季節。このようなとき、いったん山林に火がつくと手のつけられない山火事となります。

ところで、宇治市の面積の約三分の二は山間部であることをご存知ですか。また、多くのハイキングコースもあります。

そこで、市消防本部では、山火事防止に注意板を立てたり、山林パトロールを実施するなどしています。市民のみなさんも次のことに気をつけて大切な山の緑を火魔から守りましょう。

○歩きながらのタバコはやめましょう。

○山のなかでたき火はやめましょう。

○はげしくうすいさんは必ず広い場所で、また、火のあと始末を確実にしましょう。

防火管理者講習会

市消防本部では、防火管理者講習会を開きます。

▽と　き：6月19日、20日　午前9時半～午後4時半

▽ところ：南京都信用金庫本店の7階大会議室

希望の人は、5月21日から24日までに、印鑑と上半身の写真を持参のうえ消防本部か各消防分署へお申込みください。

（消防本部）

タバコは宇治市内で買いましょう

（文書広報課）

行政相談員決まる

宇治市の行政相談委員が四月一日付で行政管理庁長官から委嘱されました。今回委嘱されたのは次の方で、任期は二年間です。

▽松本　登：電話③8385

▽増井　繁一：電話⑳0124

▽瀬田佐五子：電話㉑4793

行政相談委員は、国や府、市をはじめ国鉄、電電公社、各種公団・公庫などの仕事についての相談を受けたり、苦情や要望があった場合にあっせんや解決をします。

意見などありましたら、行政相談委員や京都行政監察局へご相談ください。

（文書広報課）

読書指導講演会

五月一日から十四日までは「こどもの読書週間――こどもたちの読む能力を育て、それぞれの要求や興味に応じた本が自由に選べるように導びこう」と取組まれます。今年は国際児童年でもあり、"よい本を世界のこどもに"を標語としています。

そこで、市民図書室と宇治市読書クラブ協議会では、講演会を開きます。子どもづれで、気軽に参加してください。

なお、お子さんには、紙しばいや読み聞かせなども用意しています。

▽テーマ

・生活に密着した人間形成をめざす読書と読書感想文――読書感想文全国コンクール受賞式に参加して――

・読みきかせによる読書指導

▽講　師：宇治市小教研図書部長の黒川巡子さん

▽と　き：5月14日（月）午後1時半～3時半

▽ところ：宇治市民会館（公民館）の第1会議室

（市民図書室）

（山）（城）（民）（謡）（発）（表）（会）

山城民謡研究会では、「四季を語ろう」と題して第三回定期発表会を催します。

山城民謡研究会は、宇治や山城地域の民謡の研究・演唱をはじめ、京都府下や全国の民謡との比較研究なども行っています。

今回の発表会は、日本の代表的な民謡を四季別に構成し、京都府の民謡との違いを浮き彫りにするものです。入場無料ですので、気軽にお越しください。

▽と　き：5月20日（日）午後1時から

▽ところ：静山荘

（社会教育課）

赤十字強化運動ご協力ください

五月一日から赤十字社員増強・社費募集運動月間がはじまっています。

日本赤十字社では、今年も赤十字事業を推進するため「全戸社員加入」を目標に社費を募集中。赤十字事業には国際救護活動や献血事業、災害救護などがありますが、必要な事業資金はすべてみなさんのご協力による社費によってまかなわれています。

今年も、町内会や自治会を通じてお願いにまわりますので、よろしくご協力ください。

（日本赤十字社京都府支部）

麻しん予防接種医療機関を追加

市政だより3月21日付の保健衛生特集でお知らせした麻しん（はしか）予防接種の医療機関に、次の病院を追加します。ご注意ください。

▽嶺岡医院：広野町寺山17－20　電話43局8952番

（保健衛生課）

訂正とおわび

市では、今号の市政だよりで京都府が折居国有林に遺跡を計画している山城総合運動公園について、建設構想などをお知らせする予定でしたが、編集の都合により近くお知らせすることになりましたのでご了承ください。

また、5月1日発行の市政だよりの一面で、市議会議員選挙の役職選挙をお知らせしましたが、この中で村田官嚴議員の氏名が誤まっていました。訂正しておわびします。なお、各議員の得票数で、按分票が出ている場合は数点第三位まで掲載しています。

16ミリ映写機操作技術講習会

16ミリ映写機を使って、地域や職場などの子供会、映画会、学習会を充実したものにしてみませんか。

公民館では、16ミリ映写機操作技術講習会を開きます。

▽と　き：6月6日から

▽ところ：公民館（市民会館）

▽対　象：18歳以上の市民が、市内に勤務する人（6日間出席できること）

▽講　師：ムービーセンター所長の有田幸雄さん

希望の人は、往復ハガキに講習会名・住所・氏名・年齢（生年月日）・職業・電話番号を書いて、5月25日までに宇治公民館＝宇治市宇治71－9へ申込んでください。

なお受講は無料ですが、定員60人で締切ります。

（公民館）

講習会の日程

	日時	内容
1	6月6日（水）18.30～21.00	オリエンテーション 映写機の原理・構造について
2	6月12日（火）18.30～21.00	映写機の構造・操作について
3	6月20日（水）10.00～21.00	映写機の操作練習
	6月21日（木）10.00～21.00	（いずれかの日の都合のよい時間帯に）
	6月23日（土）10.00～12.00	
4	6月23日（土）13.00～21.00	映写機の操作テスト
5	6月27日（水）19.00～21.00	操作免許証交付，教材利用について，映画

やさしい労働教室（2）

人間らしい生活を保障

今回は、労働者にとって生活の基礎となる賃金からはじめましょう。

＜賃　金＞

労働者の生活は賃金によって営まれていますから、賃金は労働条件のうちで最も大切なものです。昔のように、親方が賃金のうわまえをはねたり、支払われる日が定まっていなかったりあるいは賃金が物で支払われたりすれば労働者の生活は安定しなくなります。このようなことがないように、賃金は現金で労働者に直接その全額を、毎月一回以上決まった日に支払わなければならないことになっています。

そのほか、労働者は病気や出産、災害などの理由で急にお金が必要となった場合は、請求すれば支払日前でもそれまで働いた分の賃金の支払いを受けることができます。

また、賃金不足や欠勤による工場閉鎖や操業短縮などで、企業が休業して労働者がやむをえず休まなければならない場合、休業期間中平均賃金の六割以上の休業手当の支払いを受けることができます。

＜労働時間＞

労働者が働いたあと寝るだけというのでは、人間らしい生活といえません。八時間労働制と遵休制が保障されてこそ人間らしい生活といえます。

そこで、労働時間は休憩時間を除き一日八時間、一週四十八時間を超えてはならず、休日は毎週少なくとも一回あたえられなければなりません。

しかし、労働者と使用者が協定を結ぶなど特別の場合、法律は二割五分以上の割増賃金を支払う条件で時間外や休日の労働を認めています。また、夜十時から翌朝五時までの深夜作業の場合には、さらに二割五分増しの割増賃金が支払われなければならないとしています。したがって、時間外や休日の労働が深夜にかかれば使用者は五割増以上の賃金が支払わなければならないことになります。

＜休憩時間＞

労働者が一日中休まず働くと疲労が重なり事故の原因にもなります。

そこで、使用者は、労働時間が六時間を超える場合少なくとも二十五分、八時間を超える場合少なくとも一時間の休憩時間を与えなければなりません。

また、物品の販売業や料理、飲食などの決められた事業のほかは、休憩は全従業員一斉にあたえなければならず、休憩時間は自由に利用させなければなりません。

＜年次有給休暇＞

労働者の生活は、寝て食べて働くことがすべてではありません。

余暇を利用して社会的・文化的な生活が営まれてこそ豊かで人間らしい生活ができるといえます。休日を利用して自会へ帰ったり、海水浴や登山をしたりしてそれぞれの生活を楽しむことができなければなりません。しかも、有給でなければ積極利用できません。

そこで、労働基準法は、賃金を保障しながら一定の休暇をあたえる年次有給休暇の制度を設めました。それによると、採用されて一年間に八割以上出勤した者は、採用されて一年後から六日間の休暇をとることができます。その後は、一年を超えるごとに一日ずつ加算され、最高二十日までの休暇が認められることになります。この休暇は連続してとっても、分割してとってもさしつかえありません。

また、労働者が好きなときに自由に使うことができるのであって、使用者は仕事が忙しいからといって休暇を認めなかったり、休暇の目的によってあたえなかったりすることはできません。

（交通労政課）

看護職員募集

看護婦・准看護婦

◆条　件　三交替勤務　保育園（24時保育）寮（個室・冷暖房設備）あり

◆給　与　院内規程により支給

◆応　募　自筆の履歴書（市販のもの）と写真，免許証コピーを持参してください（年中受付）

看護助手（病舎婦）

◆条　件　40歳位までの女子で，三交替（夜勤）できる人

◆給　与　月約15万円（夜勤，各種手当を含む）年2回賞与，各種社会保険

◆応　募　自筆の履歴書と写真を5月20日までに提出　面接日は後日に通知

診療

科目　内科・外科・整形外科

外来　9：00～12：00（急患はいつでも診療します）

宇治市神明石塚54－14
TEL（0774）44－4511

第二岡本病院